



鳥取県公報

平成 19 年 8 月 28 日 (火)
第 7 9 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (715) (福祉保健課) 2
	家畜伝染病の発生 (716) (畜産課) 2
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (717) (耕地課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (2件) (718・719) (〃) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4件) (720~723) (森林保全課) 4
	建設業法による建設業者の許可の取消し (2件) (724・725) (県土総務課) 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (726) (中部総合事務所福祉保健局) 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (727) (〃) 8
	県営土地改良事業の工事の完了 (728) (西部総合事務所県土整備局) 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (80) 9
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課) 9

告 示

鳥取県告示第 715 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成19年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ヘルパーステーションまちくら	米子市内町122	介護予防訪問介護	平成19年6月1日

2 介護予防支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字久留19-1	湯梨浜町地域包括支援センター	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	平成19年6月1日

鳥取県告示第 716 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡伯耆町	平成19年8月21日

鳥取県告示第 717 号

鳥取市が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）下味野地区暗渠排水）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年8月28日から同年9月18日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 718 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（基幹水利施設補修事業ホレコ川地区農業用排水路）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年8月28日から同年9月18日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所、伯耆町役場及び日吉津村役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 719 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業弓浜地区農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年8月28日から同年9月18日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所及び境港市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 720 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字白石字清水谷14、24、26から34まで、字鎌倉尾103、字砂尾111から113まで、字駄所144、145、字二ノ駄所240の2、大字方地字曲り田784、字法大寺799の4から799の6まで、字清水874の1、875の1、字大谷1087の6、1087の7、大字藤津字奥806、字奥西平1057の2、1058、1059、字観音山1060、1061の2、1062、1063、1066

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 721 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字榎谷661の1、661の8から661の13まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字向山151の15、字大水口西284の1、大字久原字下庄227の2、301の1、301の2、303の2、305の2、311、313の1、313の4、317の1、317の4、319の1、字高取586の2、字寺谷941、942の4、943、大字柿谷字坊主1488の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 722 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字助谷字大島谷206の12、218の3、大字恩地字芦谷399から404まで、405の1、405の2、406の4から406の6まで、407、408、大字大柿字船ヶ谷444から446まで、452の1、453、455、字眉ヶ谷560、561の2、562の1、570から573まで、大字赤松字西嶋ヶ谷491の1、494の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大柿字船ヶ谷453・大字赤松字西嶋ヶ谷491の1・494の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字椎ヶ坪131の3、字野尻谷141、142の2、字下植野163の2、字若栴164の5、大字

湯谷字檜木497、大字大柿字保木582、583の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 723 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市八屋字五郎助410の1から410の21まで、字狐尾413の1、413の2、414から417まで、418の1から418の15まで、字林谷奥419、419の15から419の30まで、419の32から419の64まで、字若林421の1から421の7まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市山根字平林140、143、144、八屋字上尾382の2、字寺山435の9、伊木字奥谷492、字荒神平495から497まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 724 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成 19 年 8 月 22 日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号

株式会社大和

西伯郡南部町倭 434-7

代表取締役 中井 晋也

鳥取県知事許可(般・特-17)第 4317 号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社大和の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)違反を犯したことから、平成 18 年 11 月 21 日、懲役の刑に処せられた。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に掲げる事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。

鳥取県告示第 725 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成 19 年 8 月 22 日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号

株式会社ダイワ・ジー

米子市大谷町 11-1

代表取締役 内藤 恵明

鳥取県知事許可(般-17)第 483 号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社ダイワ・ジーの役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）違反を犯したことにより、平成 18 年 11 月 21 日、懲役の刑に処せられた。

このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる事由のうち、同法第 8 条第 10 号に該当するに至った場合に該当する。

鳥取県告示第 726 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社さかのケアサービス 代表取締役 坂野 弘	倉吉市八屋 203-7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋 203-7	通所介護	平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県告示第 727 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社さかのケアサービス 代表取締役 坂野 弘	倉吉市八屋 203-7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋 203-7	介護予防通所介護	平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県告示第 728 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 逢坂地区	平成19年3月27日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鳥取県選挙管理委員会告示第 80 号

平成 19 年第 11 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 8 月 31 日（金） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 第21回参議院議員通常選挙の結果等について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 24 日付鳥取県告示第 634 号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字石休 873
〃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 4
安住 明晃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 11
安住 学	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 27

安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 29
”	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 37
安住 学	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 39
安住 吉博	”
安住 善次	”
黒岩 兵吉	”
柴田 一城	”
戸板節太郎	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 51
安住 学	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 54
”	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 1
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 2
中濱 良雄	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 22
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 43
”	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 48
安住 学	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 51
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 52
安住 学	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 57
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 897
安住 学	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 2
菊地 隆	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 5
前川 智子	”
中平 二夫	”
福井 潤	”
安住 学	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 12
古谷隆太郎	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 16
柴田 一城	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 21
安住 学	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 22
”	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 23
”	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 25

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 7 月 24 日付鳥取県告示第 636 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

竹本 和男	八頭郡若桜町大字湯原字サン谷 233
中村 廣観	八頭郡若桜町大字湯原字イノ原谷 347 の 27
佐藤 延代	八頭郡若桜町大字湯原字下瀧谷 374
〃	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 381
中村 廣観	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 382
〃	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 383
〃	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 384
竹本 源藏	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 397 の 1
竹本 実	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 411
中村 廣観	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 414
杉原 定藏	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 430 の 1
木島 公之	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 431 の 1
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 432 の 1
武田 貞重	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 435

〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 435 の 1
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 436
大竹 俊充	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 439
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 440
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 442
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 457
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 458 の 1
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 459
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 464
山野 幹雄	八頭郡若桜町大字湯原字コウマキ 486 の 2
山野 精一	〃
山野 幹雄	八頭郡若桜町大字湯原字コウマキ 486 の 3
山野 精一	〃
山野 幹雄	八頭郡若桜町大字湯原字コウマキ 488 の 1
山野 精一	〃
竹本 和男	八頭郡若桜町大字湯原字アゼチ 498
大竹 俊充	八頭郡若桜町大字湯原字アゼチ 499
中村 廣観	八頭郡若桜町大字湯原字アゼチ 504 の 28
土田 藤一	八頭郡若桜町大字湯原字アゼチ 504 の 37
武田 祐孝	八頭郡若桜町大字湯原字サン谷山 520
土田 藤一	八頭郡若桜町大字湯原字大サコ 541
大竹 俊充	八頭郡若桜町大字淵見字深山ノ上 693 の 1
〃	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷 910

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 27 日付鳥取県告示第 642 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

加藤和一郎	日野郡江府町大字柿原字下屋敷 378
〃	日野郡江府町大字柿原字下屋敷 380

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 江府町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課